成二十年度減収補てん債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補てん債」という。）を加え、同表第四十五号中「昭和六十二年度から」を「昭和六十三年度から」に改め、「、昭和六十二年度において「昭和六十二年度地域財政特例対策に対する起債許可予定額の枠配分について（昭和六十三年三月二十九日付自治地第八十一号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）に基づき特別に発行を許可された地方債」を削り、同表第四十六号中「昭和六十二年度から」を「昭和六十三年度から」に改め、「、昭和六十二年度において「昭和六十二年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る起債許可予定額の枠配分（最終分）について（昭和六十三年三月二十九日付自治地第七十六号都道府県知事、指定都市市長、港湾管理組合管理者あて自治事務次官通知）」、「昭和六十二年度臨時財政特例債に対する枠の配分について（最終分及び補正分）（昭和六十三年三月八日付自治準企第九十六号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「昭和六十二年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（昭和六十二年八月十四日付自治企二第九十二号沖縄県知事あて自治事務次官通知）及び「昭和六十二年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（昭和六十二年八月十四日付自治企二第百四号沖縄県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債」を削り、同表第四十七号中「平成十九年度」を「平成二十年度まで」に改め、同表第五十号中「平成十九年度まで」を「平成二十年度まで」に改め、「及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度」を「、地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度」に改め、「平成十九年度臨時財政対策債」に改め、「平成十九年度臨時財政対策債」という。）」の下に「及び同項の規定により平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十年度臨時財政対策債」という。）」を加える。

第七条第一項の表都道府県の項第五号を次のように改める。

五	補正予算債償還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算に係る財源に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金	平成十一年度から平成十四年度までの各年度及び平成十六年度から平成二十年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債の額	(1) 昭和五十三年度補正予算債 (2) 昭和六十一年度補正予算債 (3) 昭和六十二年度補正予算債 (4) 平成四年度補正予算債 (5) 平成五年度補正予算債 (6) 平成六年度補正予算債 (7) 平成七年度補正予算債 (8) 平成八年度補正予算債 (9) 平成九年度補正予算債 (10) 平成十年度補正予算債 (1) 平成十一年度補正予算債 ア　平成十一年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した都道府県（以下「平成十一年度市場公募都道府県」という。）に係るもの (2) 平成十二年度補正予算債 (3) 平成十三年度補正予算債 ア　一般公共事業（海岸事業（侵食対策事業に限る。）、治山事業（直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業を除く。）、治水事業、農業農村整備事業（農道整備事業に限る。）、林道事業、水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業を除く。）及び都市計画事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県七十六・〇%分」という。） イ　一般公共事業（港湾事業、河川事業、海岸事業（侵食対策事業を除く。）、農業農村整備事業（農道整備事業を除く。）、災害関連（一般分）事業、特別緊急事業、災害関連（激甚災害対象事業）事業、災害関連緊急砂防等事業及び災害関連緊急治山事業に限る。）、治山事業（直轄地すべり防止事業に限る。）、災害関連緊急事業（砂防事業及び水産基盤整備事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十二年度都道府県六十六・〇%分」という。） ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県六十・〇%分」という。） (4) 平成十四年度補正予算債 (5) 平成十六年度補正予算債 ア　一般公共事業（災害関連（各種災害関連現年分）事業（新潟県中越地震に係る災害関連緊急砂防等事業及び災害関連緊急雪崩対策事業を除く。）、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急治山事業及び中越地震に係る直轄砂防災害関連緊急事業に限る。）、災害関連緊急事業（新潟県中越地震に係る直轄地すべり防止災害関連緊急事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度都道府県九十五・〇%分」という。） イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度都道府県五十・〇%分」という。） (6) 平成十七年度補正予算債 (7) 平成十八年度補正予算債 (8) 平成十九年度補正予算債 (9) 平成二十年度補正予算債 ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年度都道府県六十・〇%分」という。） イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年度都道府県五十・〇%分」という。）	

第七条第一項の表都道府県の項第六号中「昭和六十二年度から平成十九年度まで」を「昭和六十三年度から平成二十年度まで」に改め、同号(7)を次のように改める。

第七条第一項の表都道府県の項第六号に次のように加える。

(7)	平成九年度減収補てん債
(18)	平成二十年度減収補てん債

第七条第一項の表都道府県の項第七号中「昭和六十二年度から」を「昭和六十三年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)に、同号(3)を同号(2)に、同号(4)を同号(3)に、同号(5)を同号(4)とし、同項第八号中「昭和六十二年度から」を「昭和六十三年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)に、同号(3)から(10)までを同号(2)から(9)までとし、同項第九号中「平成十九年度まで」を「平成二十年度まで」に改め、同号に次のように加える。